

お知らせ 掲示板

★上士幌町役場 ☎01564-2-2111(代表)

※お問い合わせ先に記載の電話番号は、役場各課の直通番号です。

募集

公営住宅入居者

【町営住宅(ふれあい団地・14区)】

◆入居資格

住宅に困窮していて、所得(月額)が15万8000円を超えず、町が定める基準に該当する者

◆募集住宅①

A棟2階・11号【平成15年度建設】
3LDK(2人以上の世帯向け)
家賃(収入区分による)
月額2万6600円〜3万9700円

◆募集住宅②

D棟2階・62号【平成11年度建設】
2LDK(2人以上の世帯または60歳以上の単身高齢者向け)
家賃(収入区分による)
月額2万4900円〜3万7000円

◆募集住宅③

H棟2階・112号【平成10年度建設】
3LDK(2人以上の世帯向け)
家賃(収入区分による)
月額2万4700円〜3万6800円

◆入居資格

住宅に困窮していて、所得(月額)が15万8000円以上、48万7000円以下で、町が定める基準に該当する者

◆募集住宅④

B棟2階・31号【平成12年度建設】

サマージャンボ7億円
(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)

サマージャンボミニ5千万円
(1等3千万円・前後賞各1千万円合わせて)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

各1枚 300円

7月13日(火)2種類同時発売!

発売期間 7/13(火)~8/13(金)

公益財団法人北海道市町村振興協会

2LDK's(2人以上の世帯または60歳以上の単身高齢者向け)
◆家賃 月額5万2400円
※所得に関わらず一律となります。
◆募集期間
いずれの住宅も7月1日(木)〜12日(月)
◆注意事項(各住宅共通)
◆募集戸数を超過して申し込みがあった場合は、住宅の困窮度をもとに選考となります。
◆入居決定後、入居の前に家賃月額の3か月分の敷金を納入していただきます。
◆利用できる駐車場は各戸1台分のみです。
◆ペットを飼うことはできません。
◆入居者決定後の手続き等がありますので、実際の入居可能時期は7月下旬以降になります。
◆お申し込みやお問い合わせは、建設課公営住宅担当(☎2・4297)まで

フェイスタール寄付のお願い

上士幌福寿協会ではフェイスタールが不足しています。
ご自宅にある使用しないフェイスタールがありましたら、ぜひご提供をお願いいたします(使用済み、未使用品、どちらでもかまいません)。
ご協力のほど、よろしくお願いたします。
◆お問い合わせは、上士幌福寿協会(☎2・4632)まで

| コース | | | 対象年齢 | 受付期間 | コース | | | 対象年齢 | 受付期間 |
|-------------------------|------|--|------|-------------------|--------|--|--|-----------------|------|
| 防衛 大学 校 学 生 | 推薦 | 18歳以上21歳未満 高卒者(見込含)または高専3年次修了者(見込含) | | 9月5日(日)~9月10日(金) | 航空学生 | 海上自衛隊は18歳以上23歳未満 航空自衛隊は18歳以上21歳未満 (高卒者(見込含)または高専3年次修了者(見込含)) | | 7月1日(木)~9月9日(木) | |
| | 総合選抜 | | | | | | | | |
| | 一般 | | | | | | | | |
| 防衛医科大学校 医学科学生 | | | | 7月1日(木)~10月13日(水) | 一般曹候補生 | 18歳以上 | | | |
| 防衛医科大学校 看護学科学生 | | | | 7月1日(木)~10月6日(水) | 自衛官候補生 | 33歳未満 | | | |

※試験日や勤務条件等、お問い合わせは、自衛隊帯広募集案内所(帯広市西5条南14丁目13番地 ☎・FAX 0155・23・8718)まで
◆帯広募集案内所Eメールアドレス

スポーツ

第3回 フロアカーリング協会大会

◆日時 7月24日(土) 9時受付
◆申込期限 7月20日(火)
◆場所 スポーツセンター
◆対象 フロアカーリング協会会員、町内に在住する小学生以上男女(ただし協会加入が必要)
◆お問い合わせやお申し込みは、フロアカーリング協会事務局・堂畑(☎2・4062)またはフロアカーリング協会会長・野々村(☎2・2574)まで

第8回パークゴルフ交流大会

◆日時 7月11日(日) ※雨天決行
◆受付 8時30分まで
◆場所 たか台公園パークゴルフ場
◆対象 町内に在住する一般男女
◆参加料 500円
◆競技 36ホールストロークプレイ
◆表彰 男女別、優勝10位まで、他各賞を用意しています。
◆申込方法 7月4日(日)までに、たか台公園パークゴルフ場備え付けの申込受箱に申込用紙をお入れください。
◆お問い合わせや会費の納入は、高橋(☎2・3887)まで

高齢者運転免許 自主返納支援事業

平成31年4月1日より実施している「高齢者運転免許自主返納支援事業」はご存知ですか?上士幌町に住む満65歳以上の方で、新たに運転経歴証明書の交付を受ける方が対象となります。
運転経歴証明書の交付を受けた方には、手続きにかかる費用と上士幌町から帯広運転免許試験場までの交通費の

obhino.pco.tokachi@rcjgsdf.mod.go.jp
◆自衛隊帯広地方協力本部ホームページ
https://www.mod.go.jp/pco/obhino/

高齢者安全運転支援事業

令和3年4月1日より上士幌町に住む満65歳以上の方を対象に、後付けの「ペダル踏み間違い加速抑制装置」の整備費用を補助する、「高齢者安全運転支援事業」を実施しています。

町民法律相談

町顧問弁護士による町民向け無料法律相談です。
悩みごとや困りごと、トラブルなど、法的解決が必要な事項について、弁護士が無料で相談に応じます。
◆日時 7月26日(月) 10時〜12時
◆場所 山村開発センター第3研修室
◆相談員 弁護士 中島 和典氏
◆申込期限 7月21日(水)まで
◆予約制の先着順で、相談時間は一人30分以内です。
◆お申し込みの際に、おおまかな相談内容をお伺いいたします。
◆お申し込みやお問い合わせは、企画財政課情報交流担当(☎2・4290)まで

会計年度任用職員を募集します

【認定こども園臨時保育士等】
◆公募人数 2名
◆応募資格 次のいずれかの資格や免許を有する方
◆保育士資格 ◆幼稚園教諭免許 ◆保健師資格
◆養護教諭免許 ◆小学校教諭免許
◆待遇 月給154,900円以上で前歴換算あり。社会保険・雇用保険加入。
【学童保育所支援員等】
◆公募人数 1名
◆応募資格 放課後児童健全育成事業(学童保育所事業)に関心と意欲のある方
◆次(の)いずれかの資格や免許を有する方、または2年以上の実務経験を有する方が望ましい。
◆保育士資格 ◆社会福祉士資格
◆教員免許(幼・小・中・高)
◆待遇 月給154,900円以上で前歴換算あり。社会保険・雇用保険加入。
◆雇用期間 令和3年8月1日~令和4年3月31日(更新有)
◆面接試験 応募者に後日通知します。
◆応募締切 7月2日(金) 17時15分まで
◆提出書類 履歴書(総務課に問い合わせるか、町ホームページに掲載の履歴書をダウンロードし、所定の用紙を使用してください)
◆提出先 総務課 職員担当

※応募やお問い合わせは、総務課職員担当(☎2-2111)まで



お知らせ・啓発

オッパイ山サイクリング大会 開催中止のお知らせ

例年7月に実施しておりましたオッパイ山サイクリング大会ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年に引き続き、本年もやむをえず中止することとなりました。次年度の開催を楽しみにお待ちしております。

※お問い合わせは、サイクルストア 市川(☎2・22330)または坂井自転車商会(☎2・2056)まで

かみしほろふくしガイドブック の更新について

介護保険制度をはじめとする福祉関係制度の改正に対応するため、令和3年度版として「かみしほろふくしガイドブック」を改訂しました。

町ホームページに掲載するとともに、左記の場所に冊子を設置しています。

◇役場1階 福祉担当(3番窓口)

◇健康増進センター ロビー

◇生涯学習センターわか 1階

今後、細かな内容更新は、町広報誌とホームページにてお知らせいたしますので、併せてご利用ください。

※お問い合わせは、保健福祉課福祉担当(☎2・4296)まで

事業継続を支援します！

【中小企業・小規模企業へ事業継続を支援する専門家を派遣します】

一般社団法人中小企業診断協会北海道では、北海道からの委託により、新型コロナウイルス感染症で影響を受けた中小企業・小規模企業の皆さまを対象に、無料で専門家を派遣しています。

資金繰り、助成金・給付金、事業の再構築など、経営課題に応じた専門家から助言・指導などを受けることができます。派遣費用は1社につき原則2回まで無料です。

※お申込みは、一般社団法人中小企業診断協会北海道(☎0800・800・2551、FAX011・231・1388)、または左記ホームページまで
<https://www.shindan-hkd.org/corona/>

帯広警察署からのお知らせ

【国際テロの未然防止に向けたお願い】
警察では、国際テロの未然防止に向けて各種対策を行っているところですが、そのためには、警察による取り組みだけでは十分ではなく、関係機関、事業者、地域の皆さまが協力して推進することが望まれます。

現在、道内でもテロ等違法行為の発生を未然に防止するため、不特定多数の者が集まる施設やイベント等において警戒を強化するとともに、爆発物の原料となりえる化学物質を販売する事

業者や、旅館、インターネットカフェ、レンタカー等の事業者に対して、テロリストによる悪用の防止を図るため、協力をお願いしています。

本年開催される2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に伴い、北海道ではマラソン、競歩、サッカー競技が開催されます。開催地以外の地域においても、重要施設や公共交通機関等に対するテロ等違法行為の発生を未然に防止するための対策が必要となります。

警察では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の安全・安心の確保に向け、総力を挙げて警備の万全を期すこととしておりますので、警察の活動へのご理解、ご協力をお願いします。

平和追悼献花式について

今年度の平和追悼献花式につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、規模を縮小して開催する予定です。このため、一般の方のご参加につきましては、受付をいたしません。

大変申し訳ありませんが、ご理解とご協力をお願いいたします。

※お問い合わせは、保健福祉課福祉担当(☎2・4296)まで

児童手当を受給されている方へ

児童手当「現況届」

の提出をお願いします



児童手当を受給されている方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。

現況届は、6月1日における状況を確認し、6月以降の手当を引き続き受給する要件があるかどうかを確認するためのものです。現況届の提出がない場合、6月以降の手当が受けられなくなりますので、忘れずに必ず提出してください。

対象となる方には、既に役場から現況届の用紙を郵送しています。用紙をなくされた場合は、お申し出ください。

◆提出書類、持参するもの

- ①現況届
- ②家族全員の健康保険証(社会保険や国民健康保険の被保険者証) ※コピーでも可

新型コロナウイルス感染症の全国的な流行に伴い、窓口の混雑緩和のため、返信用封筒を同封しておりますので、郵送での提出にご協力ください。



※お問い合わせは、保健福祉課福祉担当(☎2-4296)まで

▼手当額(月額)

| 区分 | 所得制限の未受給者 | 所得制限の受給者 | |
|-----------|-----------|------------|---------|
| 0～3歳未満 | 15,000円 | 5,000円(一律) | |
| 3歳～小学校修了前 | 第1子、2子 | | 10,000円 |
| | 第3子以降 | | 15,000円 |
| 中学生 | 10,000円 | | |

※児童手当上の児童数の数え方は、18歳到達後最初の3月31日までの児童のみを年齢順に数えます。

▼所得制限限度額

| 扶養親族等の数 | 所得制限限度額 | 収入額の目安 |
|---------|---------|-----------|
| 0人 | 622万円 | 833万3千円 |
| 1人 | 660万円 | 875万6千円 |
| 2人 | 698万円 | 917万8千円 |
| 3人 | 736万円 | 960万0千円 |
| 4人 | 774万円 | 1,002万0千円 |
| 5人 | 812万円 | 1,040万0千円 |

※所得制限は、所得の高い方が対象で、世帯の合算した所得ではありません。

◆支給時期

6月、10月、2月の各5日(土日・祝日の場合は、その前の平日)に、前月分までの手当を支給します。

◇公務員の方は…

公務員の方の児童手当は、勤務先から支給されますので、勤務先にお問い合わせください。

上士幌消防団

団員募集中!

上士幌消防団員を募集しています。消防団員は「自らの地域は自ら守る」という郷土愛護の精神に基づき、地域の安心と安全を守るために活動をしています。活動内容、身分および入団基準は次のとおりです。



【活動内容】

- ・災害出動(火災、水害、大地震等)
- ・定時訓練(月1回の訓練出動)
- ・消防演習、消防出初式
- ・火災広報、防火指導等活動

【身分・処遇等】

- ・非常勤の特別職地方公務員です
- ・公務災害補償あり
- ・被服貸与あり
- ・年額報酬および出勤手当あり

【入団できる方】

- ・年齢18歳以上の方
- ・上士幌町に居住又は上士幌町に勤務している方
- ・心身ともに健康である方

男性、女性問わず消防団員として入団できますので(人数制限があります)、上士幌町の安心、安全を守りたい方は、上士幌町消防課(上士幌消防署内)までお問い合わせください。

※お問い合わせは、消防署(☎2-2519)まで

町長の「所得等報告書」を公開します

- ◆ 閲覧できる報告書
- ◆ 所得等報告書(令和2年分)
- ◆ 閲覧開始日 6月30日(水)
- ◆ 閲覧日時 役場庁内(平日) 8時30分～17時15分(12時～13時を除く)
- ◆ 場所 役場2階総務課カウンタ―

事業者・生産者の皆さまへ

【労働保険のお知らせ】
令和3年度労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新期間は、6月1日(火)か

ら7月12日(月)までです。管轄の労働局・労働基準監督署・金融機関で申告・納付をお願いします。年度更新の申告書は、管轄の労働局・労働基準監督署への郵送や電子申請でも受け付けておりますのでご活用ください。
※「電子申請」は自宅やオフィスから24時間いつでも申請や届出が可能です。なお、年度更新期間内に申告・納付の手続きが困難な場合には、年度更新コールセンター(☎0800・5555・6780 ※通話料無料)までご相談ください。
※コールセンター開設期間：5月31日(月)から7月16日(金)まで
年度更新申告書の書き方および申

告・納付方法等の詳細については、年度更新申告書に同封されているパンフレットもしくは厚生労働省ホームページよりご参照ください。

◆ お問い合わせ

- ①「労働保険の年度更新」について
厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課 業務係
☎03・5253・1111
(内線：5162)
- ②「労働保険の電子申請」について
厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課 企画係
☎03・5253・1111
(内線：5160)

全国安全週間

第94回全国安全週間が7月1日(木)から7日(水)まで実施されます。
この機会にそれぞれの職場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に留意しつつ、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、事業場での自主的な安全管理を推進していただくようお願いいたします。
【スローガン】
持続可能な安全管理
未来へつなぐ安心職場
※お問い合わせは、帯広労働基準監督署(☎0155・97・1244)まで

野生大麻・不正けし撲滅運動

6月1日から9月30日までの4か月間、「野生大麻不正けし撲滅運動」が実施されます。上士幌町内で野生大麻やけしと疑われるものを発見したら、上士幌駐在所もしくは町民課生活環境担当まで通報してください。



▲野生大麻



▲けし

● 帯広警察署
上士幌駐在所 ☎2・2151
● 役場町民課
生活環境担当 ☎2・4294
※お問い合わせは、町民課生活環境担当(☎2・4294)まで

地域開放事業

子ども発達支援センター

- 【幼児】
～親子で気軽にできる発達を促す遊び～
◎ 日程 7月7日(火)、7月21日(火)
◎ 時間 ①10:30～11:30、②13:15～14:15
◎ 定員 5組程度(事前のお申し込みが必要)
◎ 対象 乳幼児と保護者(保護者の同伴が必要)
- 【小学生以上】
～7・8月のテーマ：お友だちとつながる～
◎ 日程 7月6日(火)、7日(水)、8日(木)、13日(火)、14日(水)、15日(木)、20日(火)、21日(水)、27日(火)、28日(水)、29日(木)
◎ 時間 15:00～17:00
◎ 定員 活動によって定員を設ける場合があります。
◎ 対象 火曜日：小学6年生～高校生
水曜日：小学3年生～5年生
木曜日：小学1年生～3年生
- 【お申し込み】
幼児、小学生以上ともに事前のお申し込みが必要です。保護者の同意のうえ、電話、申込書持参、Web(右記QRコード)にてお申し込みください。
※新型コロナウイルス感染症の状況により変更または中止となる場合があります。



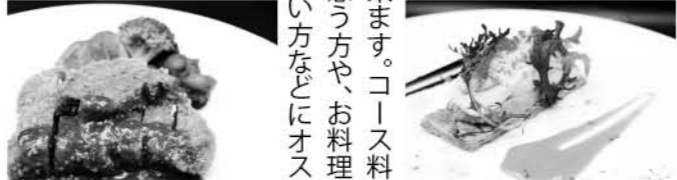
※お申し込みやお問い合わせは、子ども発達支援センター(☎2-4773)まで

ひふみ屋台中止のお知らせ

例年7月に実施しておりました「ひふみ屋台村」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本年度の開催を中止いたします。
※お問い合わせ先は、ひふみ商店街事務局(☎2・4090)まで

道の駅レストラン

6月より道の駅かみしほろフレンチレストラン「Table de KAMISHIHORO」では、14時からアラカルトメニューを販売しております。
前菜やパスタ、肉料理や魚料理を単品で召し上がる事が出来ます。コース料理は少し量が多いと思う方や、お料理を少しずつシェアしたい方などにオススメです。
また、フルーツパフエなどのデザート類もご用意しております。カフェタイムのご利用も出来ます。ぜひお越し下さい。



※お問い合わせは「Table de KAMISHIHORO(道の駅館内レストラン) ☎7722」まで

ダム・発電所の水に気を付けよう

【電源開発からのお願い】
ダムから水を放流するときは、サイレン・スピーカーでお知らせします。サイレン等が鳴りましたら、速やかに川から離れるよう、十分ご注意ください。

※お問い合わせは、電源開発(株)上士幌電力所(☎2・4101)まで

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化中、低所得の子育て世帯の生活支援を行うため、給付金の支給を実施しています。

対象児童

平成15年4月2日～令和4年2月28日に出生した児童
(特別児童扶養手当の支給対象である障がい児の場合、平成13年4月2日～令和4年2月28日)

支給対象者

- 上記対象児童を養育する父母等であり、かつ、①または②のいずれかに該当する方
- ①令和3年度分の住民税が非課税の方
 - ②令和3年1月以降の家計が急変し、住民税非課税相当の収入となった方
- 【家計急変該当基準】
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少
 - ・申請者及び配偶者の令和3年1月以降の任意の1か月を12か月換算した額が非課税相当水準未満
- 【非課税相当水準】収入の高い方の額で判定します。世帯合算額ではありません。

| 世帯の人数 | 家族構成例 | 非課税限度額(所得額) | 非課税相当限度額(収入額) |
|-------|----------|-------------|---------------|
| 2人 | 夫(婦)+子1人 | 82.8万円 | 137.8万円 |
| 3人 | 夫婦+子1人 | 110.8万円 | 168.0万円 |
| 4人 | 夫婦+子2人 | 138.8万円 | 209.7万円 |
| 5人 | 夫婦+子3人 | 166.8万円 | 249.7万円 |
| 6人 | 夫婦+子4人 | 194.8万円 | 289.7万円 |

※既に「ひとり親世帯分」の支給を受けている方は対象となりません。
※令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている方で、令和3年度分の住民税が非課税の方は申請不要です。

給付額

対象児童一人につき一律 5万円

申請方法

- ◆ 申請期間 7月1日(木)～令和4年2月28日(月) ※土日祝日を除く
- ◆ 申請先 上士幌町役場 保健福祉課福祉担当窓口
- ◆ 申請書類
 - 申請者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など)
 - 振込口座が確認できる書類(通帳、キャッシュカードなど)
 - 「家計急変」の場合、申し立てを行う収入に係る給与明細書等の収入額が分かる書類(申請者と配偶者いずれも)

※お問い合わせは、保健福祉課福祉担当(☎2-4296)まで



♥後期高齢者医療に加入されている方へ

♥介護保険を利用されている方へ

7月に保険料額をお知らせします

■保険料の計算方法(令和3年度)

| | | | | |
|-----------------------------|---|---|---|--------------------------------------|
| 均等割 【1人当たりの額】 52,048円 | + | 所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (令和2年中の所得-最大43万円)×10.98% | = | 1年間の保険料 【限度額64万円】 (100円未満切り捨て) |
|-----------------------------|---|---|---|--------------------------------------|

- 1年間の保険料の上限額は、令和3年度は64万円になります。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除など)を引いたものです。
- ※前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

■保険料の軽減

①均等割の軽減(年額)

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 昭和31年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

| 対象者の所得要件(世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額) | 均等割の軽減割合(令和3年度) |
|--|-----------------|
| 43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) | 7割 |
| 43万円+(28.5万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1) | 5割 |
| 43万円+(52万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1) | 2割 |

※令和2年度に7.75割軽減該当だった方は、令和3年度より7割軽減に見直されました。

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方。
- ・公的年金の収入金額が60万円(65歳未満)、125万円(65歳以上)を超える方。

②被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がからず、制度加入から2年を経過していない期間の均等割が5割軽減となります(52,048円→26,024円)。
- ※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。



保険証(被保険者証)が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が令和3年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。7月中旬に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、黄緑色の保険証をご使用ください。

→新しい保険証は“黄緑色”です

減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が令和3年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。引き続き交付対象に該当する方は、7月中旬に減額認定証を交付しますので、8月1日からは橙色の減額認定証をご使用ください。

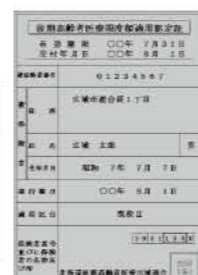
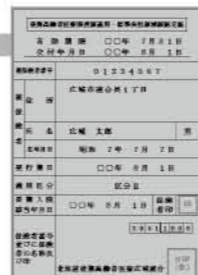
●減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

| 区分 | 要件 |
|-----|--|
| 区分Ⅱ | 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方 |
| 区分Ⅰ | 世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員の所得が0円の方(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方、給与収入がある場合、その金額から10万円を控除) ・老齢福祉年金を受給されている方 |

→新しい減額認定証および限度額は“橙色”です

●限度証の交付対象…次の3区分のうち、現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方

| | |
|-------|--|
| 現役並みⅢ | 住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方 |
| 現役並みⅡ | 現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方 |
| 現役並みⅠ | 現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方 |



※お問い合わせは、保健福祉課国保医療担当(☎2-4295)まで

8月から介護保険の制度が変わります

介護保険制度は、介護が必要になった高齢者やそのご家族を社会全体で支える仕組みです。高齢化が進む中、制度を維持していくため3年に1度見直しを行っています。

■施設等利用時の食費が変わります

介護保険施設(特別養護老人ホームや介護老人保健施設など)を利用した場合には「食費・居住費等の全額」が利用者負担となっていますが、1日あたりの食費の日安となる金額が引き上げられます。

| | 令和3年7月まで | 令和3年8月から |
|------------|----------|----------|
| 食費の基準額(1日) | 1,392円 | 1,445円 |

※施設により金額が違う場合があります。

■食費・居住費の軽減対象が変わります

別世帯の配偶者を含む世帯員全員が住民税非課税であり、預貯金等が基準額以下である場合は、申請により食費・居住費等が軽減されます。

令和3年8月から、軽減を受けられる要件や、食費の軽減額が見直されます。

【施設入所・短期入所(ショートステイ)利用時の負担限度額】

| 令和3年7月まで | 第1段階 | 第2段階 | 第3段階 |
|----------|------|------|------|
| 食費(日額) | 300円 | 390円 | 650円 |

※第1～3段階は預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超えない場合に限る。

| 令和3年8月から | 第1段階 | 第2段階 | 第3段階① | 第3段階② |
|-------------|------|------|--------|--------|
| 食費:施設(日額) | 300円 | 390円 | 650円 | 1,360円 |
| 食費:短期入所(日額) | 300円 | 600円 | 1,000円 | 1,300円 |

居住費・滞在費(日額)についてはこれまでどおり

※第1段階は預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超えない場合に限る。

第2段階は預貯金等が単身650万円、夫婦1,650万円を超えない場合に限る。

第3段階①は預貯金等が単身550万円、夫婦1,550万円を超えない場合に限る。

第3段階②は預貯金等が単身500万円、夫婦1,500万円を超えない場合に限る。

【参考】

| | |
|--------------------|--|
| 第1段階 | 生活保護の受給者等 |
| 第2段階 | 本人及び世帯全員(別世帯の配偶者含む)が住民税非課税で、年金収入等※が80万円以下の人 |
| 第3段階(廃止:令和3年7月まで) | 本人及び世帯全員(別世帯の配偶者含む)が住民税非課税で、年金収入等が80万円を超える人 |
| 第3段階①(新設:令和3年8月から) | 本人及び世帯全員(別世帯の配偶者含む)が住民税非課税で、年金収入等が80万円超120万円以下の人 |
| 第3段階②(新設:令和3年8月から) | 本人及び世帯全員(別世帯の配偶者含む)が住民税非課税で、年金収入等が120万円超の人 |

※年金収入等=公的年金等収入金額(非課税年金を含む)+その他の合計所得金額

■高額介護サービス費の上限額が変わります

1か月ごとの介護保険サービス費用が高額になった場合には、申請により上限額を超えた分が「高額介護サービス費」として払い戻されます。今回、同一世帯に年収770万円以上の高齢者(65歳以上)がいる場合について、毎月の上限額が次のとおり引き上げられます。

□令和3年8月から

| 収入要件 | 世帯の上限額(月額) |
|------------------------|--------------------------|
| 年収770万円未満 | 15,000円~44,400円(これまでどおり) |
| 年収770万円以上1,160万円未満(新設) | 93,000円 |
| 年収1,160万円以上(新設) | 140,100円 |

※お問い合わせは、保健福祉課介護保険担当(☎2-4296)まで



国民年金、こんなときはお手続きが必要です

日本国内に住む20歳以上60歳未満の方で、厚生年金に加入していない方は、すべて国民年金の第1号または第3号被保険者になります。

◆次のようなときに、お手続きが必要です

- 60歳になる前に会社を退職したとき
 - 雇用条件の変更等により厚生年金から外れたとき
 - 配偶者の扶養から外れたとき(配偶者の退職や、本人の収入増など)
 - 会社勤めの配偶者が65歳になったとき など
- ※20歳到達により国民年金に初めて加入する場合は、手続きは不要です。後日、日本年金機構から年金手帳と納付書が届きます。

◆手続きに必要なもの

- 資格喪失日(扶養から外れた日)が分かる書類
 - 基礎年金番号やマイナンバーがわかるもの
 - 本人確認書類(運転免許証等)
- ※本人・同一世帯以外の方が手続きする場合は委任状が必要です。

◆国民年金保険料の納付方法

保険料は日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納付できます。クレジットカード納付や口座振替を希望する場合は事前申込が必要です。所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除制度がありますのでご相談ください。

【手続き・問い合わせ先】

- ◆帯広年金事務所国民年金課 ☎0155-25-8113
(音声案内2番押し後2番)
- ◆町民課年金担当 ☎2-4294

◆エアコン・扇風機からの火災にご注意を!

夏を前に扇風機やエアコンを準備するご家庭も増えてくるといいます。しかし、古くなった扇風機の部品やエアコンの電源コードを不適切に接続することで毎年多くの火災事故が発生しています。

エアコンや扇風機における火災を防ぐために次の事項に注意しましょう。

- ①電源コード類は改造や不適切な修理、接続を行わない。
- ②エアコンの洗浄を行う際は、購入店またはメーカーの修理窓口に相談する。
- ③製造から長期間経過した扇風機は就寝時や人がいない場所で使用しない。
- ④焦げくさい臭いや異常な振動がある、動作が不安定になる、部分的に熱くなる等、普段と様子が違う場合は使用を中止し、電源コードを抜き、購入店またはメーカーの修理窓口に相談する。

♥災害案内

十勝管内、町内で発生した火災等で、消防車が出動した場合の災害案内がご利用いただけます。

☎0180-99-1198

災害案内ホームページはこちら▶



新型コロナウイルス感染症 流行時の避難訓練について

避難訓練は新型コロナウイルス感染拡大を理由に免除されるものではありません。

コロナ禍で従来の避難訓練ができない場合は、少人数のグループごとに図上訓練や消火器等の使い方、避難経路を確認するなど、感染防止対策を徹底して実施してください。
※お問い合わせは、予防係(☎2-2519)まで

♥上士幌消防署Facebook



▶詳細はこちら



火の用心

【今年の出動状況】 5月31日現在の出動件数

- ◆火災出動 1件(うち5月0件)
- ◆救急出動 105件(うち5月13件)

※お問い合わせは、上士幌消防署予防係(☎2-2519)まで

7月10日 いのち 生命を大切にする日

上士幌町では、平成11年7月におきた福祉バス事故を教訓に、毎年7月10日を「生命(いのち)を大切にする日」として、『生命(いのち)』の尊さを家庭や職場で見つめ直していただく日としています。

昨今の社会情勢を見ると、『生命(いのち)』に関わる危険や恐ろしさは、交通事故ばかりでなく、災害や犯罪など身近な日常生活においても増すばかりです。また、悩み事や心身の病気を苦に自ら命を絶つことも多くなっています。このような状況の中、この町のすべての方が、お互いに敬い合い、助け合い、譲り合うことによって大切な『生命(いのち)』が守られ、安全で安心した暮らしができるようにしなければなりません。

各ご家庭でも、どんな小さなところからでも構いません。『生命(いのち)』の重さや尊さを改めて確認しあう日にしていただきますよう、お願い申し上げます。

上士幌町



▲上士幌町観光協会ホームページ
レンタサイクルページ



レンタサイクルが始まりました
道の駅かみしほろ、交通ターミナルおよびひがし大雪自然館で、クロスバイクや電動アシスト付き自転車を出し出す事業、レンタサイクルが開始されました。

- ◆貸出期間 10月31日(日)まで
- ◆貸出時間 9時~16時30分まで
- ◆貸出場所
- ◇交通ターミナル(☎7-7200)
- ◇ひがし大雪自然館(☎4-2323)
- ◇道の駅かみしほろ(☎7-7722)

◆乗り捨てサービス
◇1台につき1000円(車種問わず)
※ひがし大雪自然館、道の駅かみしほろに限りません。
※お申し込みやお問合せは、各貸出し場所まで

| 車種 | 1h貸 | 1日貸 (7.5h)9:00~16:30 | | 連泊貸(2日目からの料金) ※1日目は左記1日貸料金 |
|-----------------------|--------|-------------------------------------|--------|-------------------------------|
| | | 一般料金 | 町民割引 | |
| クロスバイク・シティサイクル | 300円 | 1,500円 | 800円 | 1日につき800円 |
| 電動アシスト付クロスバイク | 500円 | 3,000円 | 1,500円 | 1日につき1,500円 |
| 電動アシスト付シティサイクル | 400円 | 2,000円 | 1,000円 | 1日につき1,000円 |
| ファットバイク | 500円 | 3,000円 | 1,500円 | 1日につき1,500円 |
| キッズサイクル | 100円 | 500円 | 300円 | 1日につき300円 |
| 乗り捨て料金 (全車種1回1台一律) | 1,000円 | 道の駅かみしほろ ひがし大雪自然館 ※交通ターミナル非対応 | | レンタサイクルご利用のお客様のみ対応 ※町民割は無し |

【貸出料金について】